

令和8年度終活イベント開催業務 仕様書

1 業務名

令和8年度終活イベント開催業務

2 業務概要

葬送について考えたり行動したりする市民をサポートするため、終活に関する情報交換を行うための終活イベントを開催し、結果の取りまとめを行う。

3 業務の背景、目的

札幌市では、超高齢社会が進展していくことに伴い、多くの方々が寿命を迎える「多死社会」が訪れると予測されている。多死社会においては、火葬場の混雑やお墓の無縁化による墓地の荒廃など、火葬場や墓に関する問題が深刻になっていくことが懸念される。札幌市では令和7年度に「第二次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」（以下、「運営計画」という。）を策定し、様々な取組みを実施している。

運営計画に基づく取組みを効果的に進めるためには、火葬場や墓地の問題点を市民に周知するとともに、今後予定している火葬場や墓地の制度や運用の変更について十分に理解していただくことが必要になる。このため、運営計画では、市民への意識醸成を重要な取組みと位置付けている。

意識醸成の一環として、これまで実施してきた市民の終活行動に関する意識調査やワークショップ等の結果から、終活について関心はあるものの実際に行動をしたことはない人が多いという実態が見えたほか、イベント参加者同士の学び合いの場の提供や行政による情報発信という要望があった。また、過去に開催した終活イベントでは、20代、30代のイベント参加者数が少なかったことから、今後到来が予測される「多死社会」に備えるためにも、比較的若い世代に対する意識醸成をする必要があると考えられる。

以上より、市民の終活行動を支える情報提供や学びの場を提供するため、終活イベントを開催することを目的とする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

5 業務の内容

(1) 終活イベントの開催

ア 内容検討

企画提案の内容を基に、委託者と協議しながら終活イベントの内容を検討し、実施する。外部講師を依頼する場合、外部講師との連絡調整及び謝金の支払いは受託者にて行うこととする。また、以下の点に留意して企画提案をすること。

- ・市民の終活を支えたり、学びの場を提供するため、40人程度が参加するイベントを5回以上開催すること。
- ・5回以上開催する終活イベントについて、20代、30代を主な参加者としたイベントを1回以上含めること。
- ・令和7年度に実施した「みんなで考えよう 安心終活サロン」、令和7年度に改定した「第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」、「令和7年度イン

ターネットアンケート調査」の内容を踏まえ、本業務の終活イベントの内容を企画すること。

※参考

- ・みんなで考えよう 終活サロン
(札幌市公式ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/uneikeikaku/syuukatsu/r7salon.html

- ・第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画
(札幌市公式ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/kihonkoso/index.html

- ・令和7年度インターネットアンケート調査
(札幌市公式ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/net_question/documents/13sousou.pdf



イ 周知・申込対応

周知方法としてチラシの配架を提案した場合は、受託者にてチラシを作成・印刷すること。なお、札幌市ホームページ及び広報さっぽろへの掲載については委託者にて行う。

参加申込先は受託者とし、参加希望者からの問い合わせ対応や連絡調整も受託者が行う。

参加希望者多数の場合は抽選を行い、当選者及び落選者に対して当選通知または落選通知の文書を送付する。

ウ 事前準備

終活イベント当日の資料を作成、印刷する。資料の作成にあたっては、内容について札幌市と十分に協議を行うものとする。また、終活イベント運営に必要な物品（パソコン、プロジェクタ、文房具等）は受託者が確保すること。

終活イベントの会場は企画提案の内容を基に、委託者と協議のうえで選定し、会場の使用にかかる経費は受託者が負担するものとする。

エ 終活イベント当日の運営

会場設営、参加者の受付、案内、進行等の運営をすべて行い、終了後の原状復帰を行うこと。また、各終活イベント終了時には、アンケートを実施する。アンケート内容は委託者と協議のうえ決定すること。

オ 結果とりまとめ

実施した終活イベントについて、参加者からの主な発言内容も併せて取りまとめる。また、アンケートについても集計結果を取りまとめる。

(2) 終活イベントの記録、意識醸成コンテンツの作成

終活イベント当日の様子を動画撮影等で記録し、イベント終了後に終活の意識醸成として活用できるようなコンテンツを提案・作成すること。コンテンツについては、広く公開することを想定しているため、参加者のプライバシーを侵害しないよう必要に応じて編集すること。

(3) 独自提案内容の実施

終活に関する意識醸成を目的とし、受託者が提案した事柄について、委託者と協議しながら実施する。

6 提出書類

(1) 契約後速やかに提出する書類

業務計画書 1 部

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届 1 部

イ 参考資料 一式

(業務上作成した資料、提供可能参考文献 等をすべて含む)

ウ 電子データ 一式

(5(1)オのイベントの様子に関する記録物を含む)

エ 提出成果品(報告書)

製本(A4版【説明の都合上必要な部分はA3可】) 1 部

〔備考〕 提出成果品について、データ(DVD-Rなどの電子媒体に収めたもの)も併せて提出すること。形式はワード又はエクセルとする。

7 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他

- (1) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (2) 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- (3) 受託者は個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議のうえ、これを決定するものとする。